

年末調整のための住宅ローン控除証明書の交付時期について

※調書方式とは、調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から従業員の方に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

一 確定申告で住宅ローン控除証明書の受取方法について「電子交付」を希望された方一

- ▶ 住宅ローン控除証明書は**毎年 11 月中旬頃**に、対象の方の**メッセージボックスへ交付**します。

＜メッセージボックスの確認方法＞



↑ e-Tax にログインし、メッセージボックスの「通知書等」から、「住宅借入金等特別控除証明書」を選択。

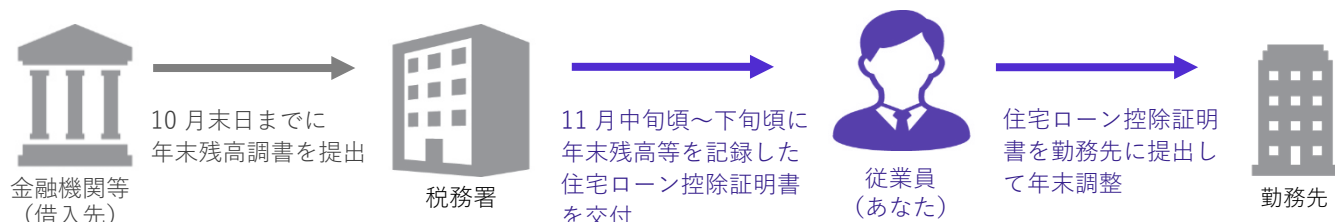
一 確定申告で住宅ローン控除証明書の受取方法について「書面交付」を希望された方一

- ▶ 住宅ローン控除証明書は**入居 2 年目の 11 月下旬頃**に、対象の方へ入居 2 年目以降分を一括で郵送(※)します。

(※) 年末残高や控除見込額（以下、「年末残高等」といいます。）が記載される住宅ローン控除証明書の交付は、**入居 2 年目のみ**となります。

年末残高等が記録された入居 3 年目以降分の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請手続」を行い、「電子交付」を希望してください。

※電子交付の場合、住宅ローン控除証明書には、調書方式に対応した金融機関等から提出された「年末残高情報」に基づき、原則、年末残高等が記録されます。上記以外に調書方式に対応していない金融機関等からの借入があるときには、当該金融機関等から交付される「年末残高証明書」を確認していただき、ご自身で年末残高等を再計算してお手続きください。



留意点

- 電子交付を希望された方で、勤務先が年末調整で電子的控除証明書等の受付に対応していない場合など、書面の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、e-Tax ホームページの「[QRコード付証明書等作成システム](#)」を利用することで書面で出力できます。
- 借換えのある場合や借入先の金融機関等が残高調書を訂正した場合など、住宅ローン控除証明書に年末残高等が記録されない場合があります。住宅ローン控除証明書に年末残高が記録されていない場合で、住宅借入金の年末残高を確認したい場合は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等からご確認ください。

＜参考：住宅ローン控除証明書(書面)イメージ＞

〔その他参考リンク|国税庁 HP〕

- ① [住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について](#)
- ② [年末残高調書を用いた方式（調書方式）に対応した金融機関の一覧](#)
- ③ [住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報のマイナポータル連携に関するFAQ](#)

